

特定健康診査等実施計画

(対象：平成25年4月1日 ～ 平成30年3月31日)

太陽生命健康保険組合

平成25年4月

目 次

序章	計画策定にあたって	2
1	背景及び趣旨	2
2	特定健康診査及び特定保健指導の対象となる生活習慣病	2
3	計画の性格	3
4	計画の期間	3
5	当健康保険組合における現状	3
	(1) 特定健康診査等の対象者	3
	(2) 特定健康診査及び特定保健指導事業の現状	4
第1章	達成しようとする目標	9
1	目標の設定	9
2	当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の目標値	9
	(1) 特定健康診査の目標値	9
	(2) 特定保健指導の目標値	9
第2章	特定健康診査及び特定保健指導の実施方法	10
1	特定健康診査	10
	(1) 実施場所	10
	(2) 実施項目	10
	(3) 実施時期	11
	(4) 委託の有無	11
	(5) 受診方法	11
	(6) 周知・案内方法	11
	(7) 健診データの受領方法及び保管年数	11
2	特定保健指導	11
	(1) 実施場所	11
	(2) 実施内容	11
	(3) 実施時期	11
	(4) 委託の有無	11
	(5) 利用方法	11
	(6) 周知・案内方法	11
	(7) 特定保健指導データの保管及び管理方法	11
	(8) 特定保健指導対象者の選出方法	11
第3章	個人情報保護	11
第4章	特定健康診査等実施計画の公表・周知	11
第5章	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	11
第6章	その他	12

序章 計画策定にあたって

1 背景及び趣旨

わが国は国民皆保険のもと、高い保健医療水準を誇り、世界最長の平均寿命となっている。しかしながら、医療技術の進歩や急激な高齢化などによる医療費の増加などの環境変化の中、医療保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとするのが求められてきた。

このような状況に対応するため、平成18年6月に「医療制度改革関連法」が成立し、平成20年4月には、この改革の大きな柱の一つである「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、医療保険者に対して、40歳以上75歳未満の加入者を対象とする特定健康診査^{※1}及び特定保健指導^{※2}の実施が義務付けられた。

当健保においても、平成20年3月に、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めた「特定健康診査等実施計画」（第1期計画 計画期間：平成20年度～平成24年度）を策定し、事業を実施してきたところである。

本計画は、第1期における特定健康診査及び特定保健指導の実施結果等を踏まえ、計画の見直しを行い、新たに第2期計画を策定するものである。

- ※1 特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型症候群）に着目し、生活習慣を改善するやめの特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うもの
- ※2 特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容を自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするもの

「高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」より

2 特定健康診査及び特定保健指導の対象となる生活習慣病

特定健康診査及び特定保健指導の対象となる生活習慣病は、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、その他の生活習慣病であって、内臓脂肪の蓄積に起因するものとする。

これは、内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、脂質異常、高血圧が重複した状態では、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなるというメタボリックシンドロームの概念に基づくものである。

特定健康診査及び特定保健指導を通じて、その該当者及び予備群に対し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活、禁煙などの生活習慣の改善を行うことにより、発症リスクの低減を図ることが可能になる。

3 計画の性格

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律第18条 特定健康診査等基本指針」に基づき、策定する計画であり、健康増進法第9条規定する健康診査等指針に定める内容に留意したものとする。

4 計画の期間

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条第1項の規定に基づき、5年を1期とし、第2期は平成25年度から平成29年度までとし、5年ごとに見直しを行う。

5 当健康保険組合における現状

(1) 特定健康診査等の対象者

当健保は昭和61年7月1日に設立され、平成25年4月1日現在の加入者数は17,891人（被保険者13,134人、被扶養者4,757人）で、その内訳は次の通りである。

被保険者		被扶養者	
内務員	2,617人	13,134人 平均年齢48.8歳 男12.8%：女87.2%	4,757人 平均年齢22.0歳 男41.3%：女58.7%
営業職員 顧客サービス員	9,061人		
パートタイマー	725人		
関連会社	482人		
任意継続	249人		
計17,891人（扶養率0.36）			

平成25年4月1日現在の40歳以上の被保険者・被扶養者別・男女別・年齢別（5歳刻み）の人数構成は次の通りである。

被保険者		年 齢 (年度末満年齢)	被扶養者	
男	女		男	女
103人	1,362人	40～44歳	12人	170人
307人	1,482人	45～49歳	5人	189人
128人	1,474人	50～54歳	5人	132人
142人	1,311人	55～59歳	8人	168人
238人	1,300人	60～64歳	31人	100人
42人	1,080人	65～69歳	30人	26人
0人	613人	70～74歳	25人	23人
960人	8,622人	計10,506人	116人	808人

40歳以上の被保険者は、首都圏、東海圏、近畿圏の事業所に62.7%が勤務、被扶養者の居住地は首都圏に61.1%と集中している。

一般被保険者（勤務地）		地域	被扶養者・任継者（居住地）	
3,310人	35.2%	首都圏※1	708人	61.1%
1,128人	12.0%	東海圏※2	57人	4.9%
1,463人	15.5%	近畿圏※3	124人	10.7%
3,515人	37.3%	その他	270人	23.3%
9,416人	100.0%	計	1,159人	100.0%

※1 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県

※2 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県

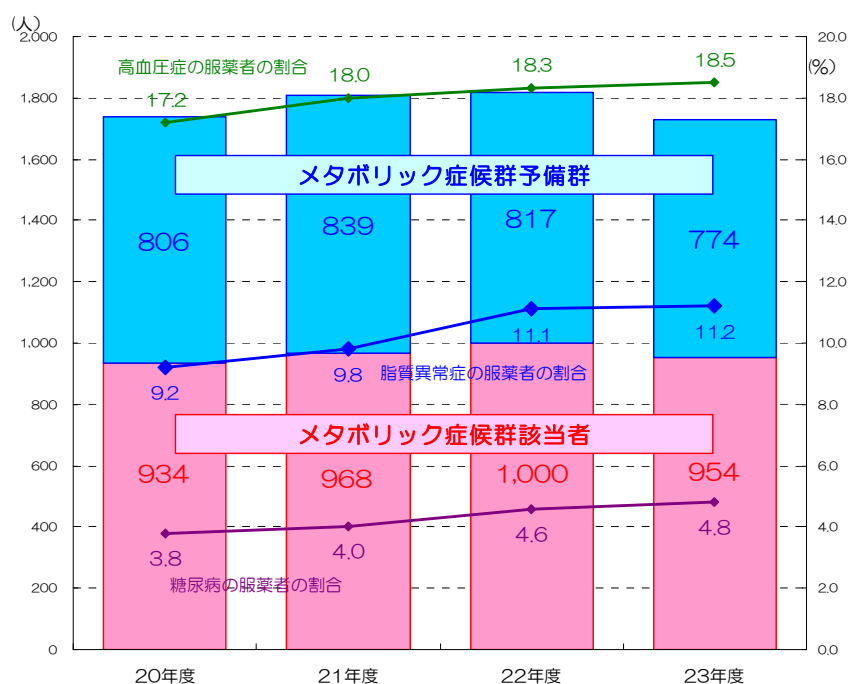
※3 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県

(2) 特定健康診査及び特定保健指導事業の現状

労働安全衛生法で義務化されている一般被保険者の定期健康診断については、当健保と事業主が共同で巡回健診により実施しており、特定健康診査等の制度開始前から健診実施率は高かった。平成20年度の特定健診受診率が87.1%で平成23年度まで87.9%と高い受診率を維持している。また特定健康診査の項目を満たすものを階層化し、特定保健指導をアウトソーシングにて実施している。平成23年度の特定保健指導終了率は48.6%で国の参酌標準である45%を達成した。（表：特定健康診査等の実施状況集計表を参照のこと）

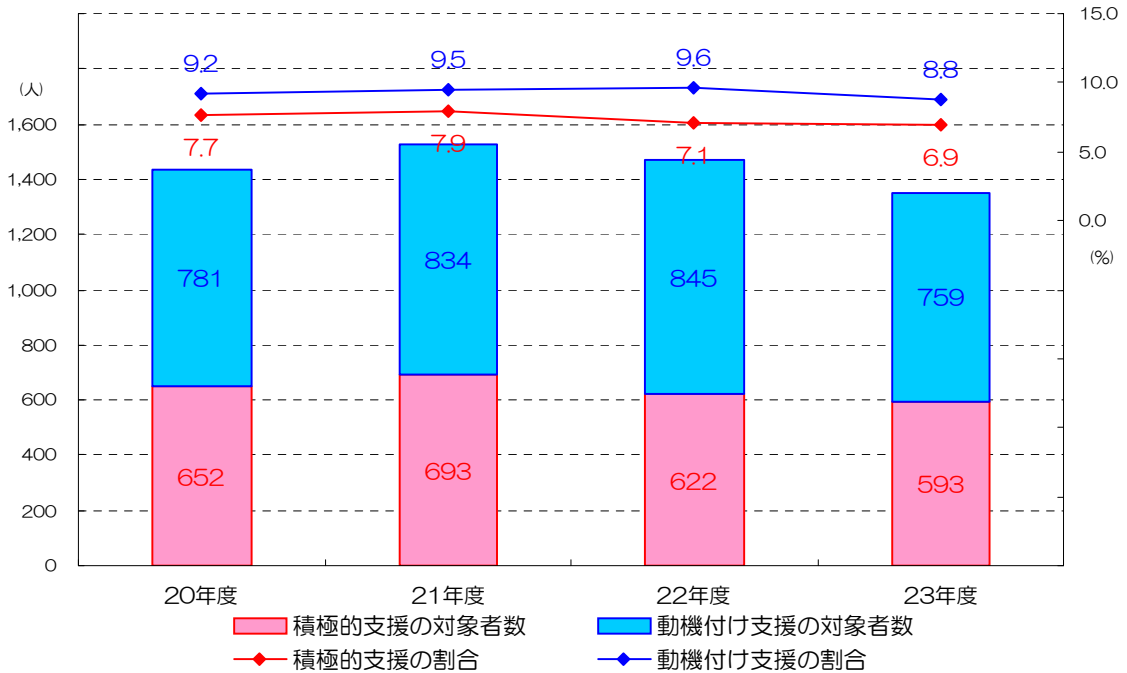
内臓脂肪症候群の人数と服薬者数の推移

平成20年度から内臓脂肪症候群の人数は22年度まで増加傾向にあったが、23年度には減少し特定保健指導の効果が出ていると考えられる。一方、高血圧症・脂質異常症・糖尿病に関する服薬者の割合が増加しており、健康状態が悪化している人数は増加していると考えられる。



特定保健指導対象者及び割合

平成20年度から23年度までの特定保健指導の対象者数は21年度をピークに減少傾向である。40歳以上の特定健康診査対象者中の保健指導対象者の割合をみると、積極的支援が平成22年度の9.6%、動機付け支援は21年度の7.9%をピークに減少している。



◎特定保健指導対象者の選定基準表

腹囲／ BMI (肥満指数)	追加リスク		④喫煙歴	対象	
	①血糖	②脂質 ③血圧		40～64 歳	65～74 歳
男性：85cm 以上 女性：90cm 以上	2つ以上該当		あり なし	積極的支援※1	動機付け支援 ※2
	1つ該当				
上記以外で BMIが25以上 ※3	3つ以上該当		あり なし	積極的支援※1	動機付け支援 ※2
	2つ該当				
	1つ該当				

①血糖 (100mg/ℓ以上またはHbA1c 5.6%以上 (NGSP 値))

平成24年度まではHbA1c 5.2%以上 (JDS 値)

②脂質 (中性脂肪 150mg/ℓ以上または、HDL コレステロール 40mg 未満)

③血圧 (収縮期 130mmHg 以上または拡張期 85mmHg 以上)

※1 積極的支援

医師等と面談を通して、対象者本人が、自分の生活習慣の改善点を認識し、目標を設定して行動に移すことができるように、3カ月以上にわたり電話や手紙などで継続的に支援をする保健指導をいう。

※2 動機付け支援

医師との面談 (原則として1回) を通して、対象者本人が、自分の生活習慣の改善点を認識し、目標を設定して行動に移すことができるように支援をする保健指導をいう。

注) ※1 積極的支援及び※2 動機付け支援とも、初回面接から6ヶ月後の評価を終えたものを特定保健指導の終了者とする。

※3 BMI : 肥満度を測るための指標。「体重 (Kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m)」で算出される。

特定健診等の実施状況集計表

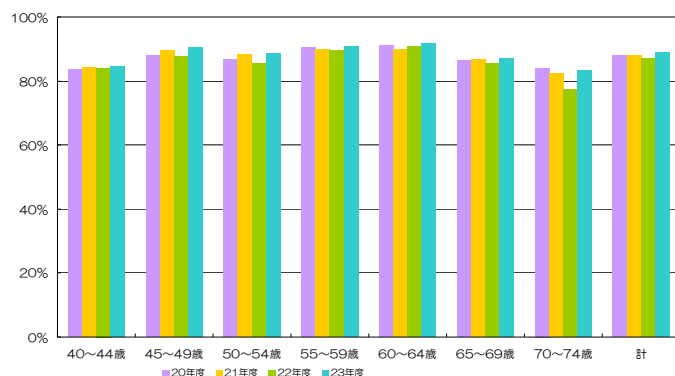
No	集計事項		20年度	21年度	22年度	23年度	
1	全体的事項	特定健康診査対象者数	(人)	9,610	9,848	9,939	9,774
2		特定健康診査の対象となる被扶養者の数	(人)	956	953	989	999
3		2のうち、特定健康診査受診券を配布した者の数	(人)	17	31	28	30
4		特定健康診査受診者数	(人)	8,367	8,760	8,735	8,596
5		健診受診率	(%)	87.1	89.0	87.9	87.9
6		評価対象者数	(人)	8,486	8,824	8,773	8,645
7	内臓脂肪症候群に関する事項	内臓脂肪症候群該当者数	(人)	934	968	1,000	954
8		内臓脂肪症候群該当者割合	(%)	11.0	11.0	11.4	11.0
9		内臓脂肪症候群予備群者数	(人)	806	839	817	774
10		内臓脂肪症候群予備群者割合	(%)	9.5	9.5	9.3	9.0
11	服薬中の者に関する事項	高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の数	(人)	1,456	1,591	1,602	1,596
12		高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の割合	(%)	17.2	18.0	18.3	18.5
13		脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の数	(人)	783	868	976	968
14		脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の割合	(%)	9.2	9.8	11.1	11.2
15		糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の数	(人)	322	351	400	415
16		糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の割合	(%)	3.8	4.0	4.6	4.8
17	内臓脂肪症候群該当者の減少率に関する事項	昨年度の内臓脂肪症候群該当者の数	(人)		885	885	900
18		17のうち、今年度の内臓脂肪症候群予備群の数	(人)		151	120	113
19		17のうち、今年度の内臓脂肪症候群予備群の割合	(%)		17.1	13.6	12.6
20		17のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数	(人)		135	124	129
21		17のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の割合	(%)		15.3	14.0	14.3
22		内臓脂肪症候群該当者の減少率	(%)		32.3	27.6	26.9
23	内臓脂肪症候群予備群の減少率に関する事項	昨年度の内臓脂肪症候群予備群の数	(人)		759	754	735
24		23のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の数	(人)		239	177	198
25		23のうち、今年度の内臓脂肪症候群該当者・予備群ではなくなった者の割合	(%)		31.5	23.5	26.9
26	保健指導対象者の減少率に関する事項	昨年度の特定保健指導の対象者数	(人)		1,337	1,384	1,326
27		26のうち、今年度は特定保健指導の対象ではなくなった者の数	(人)		262	242	311
28		特定保健指導対象者の減少率	(%)		19.6	17.5	23.5
29		昨年度の特定保健指導の利用者数	(人)		88	310	661
30		29のうち、今年度は特定保健指導の対象ではなくなった者の数	(人)		3	55	167
31			特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	(%)		3.4	17.7
32	特定保健指導に関する事項	特定保健指導（積極的支援）の対象者数	(人)	652	693	622	593
33		特定保健指導（積極的支援）の対象者の割合	(%)	7.7	7.9	7.1	6.9
34		服薬中のため特定保健指導（積極的支援）の対象者から除外した者の数	(人)	511	589	597	580
35		特定保健指導（積極的支援）の利用者数	(人)	63	173	329	443
36		特定保健指導（積極的支援）の利用者の割合	(%)	9.7	25.0	52.9	74.7
37		特定保健指導（積極的支援）の終了者数	(人)	25	80	106	227
38		特定保健指導（積極的支援）の終了者の割合	(%)	3.8	11.5	17.0	38.3
39		特定保健指導（動機付け支援）の対象者数	(人)	781	834	845	759
40		特定保健指導（動機付け支援）の対象者の割合	(%)	9.2	9.5	9.6	8.8
41		服薬中のため特定保健指導（動機付け支援）の対象者から除外した者の数	(人)	496	511	546	539
42		特定保健指導（動機付け支援）の利用者数	(人)	28	157	390	594
43		特定保健指導（動機付け支援）の利用者の割合	(%)	3.6	18.8	46.2	78.3
44		特定保健指導（動機付け支援）の終了者数	(人)	0	86	192	430
45		特定保健指導（動機付け支援）の終了者の割合	(%)	0.0	10.3	22.7	56.7
46		特定保健指導の対象者数（小計）	(人)	1,433	1,527	1,467	1,352
47		特定保健指導の終了者数（小計）	(人)	25	166	298	657
48		特定保健指導の終了者（小計）の割合	(%)	1.7	10.9	20.3	48.6

◎特定健康診査の受診率

男女合計：87%以上の高い受診率で推移している。国の参酌標準の80%を上回っている。

年齢別受診率（男・女）

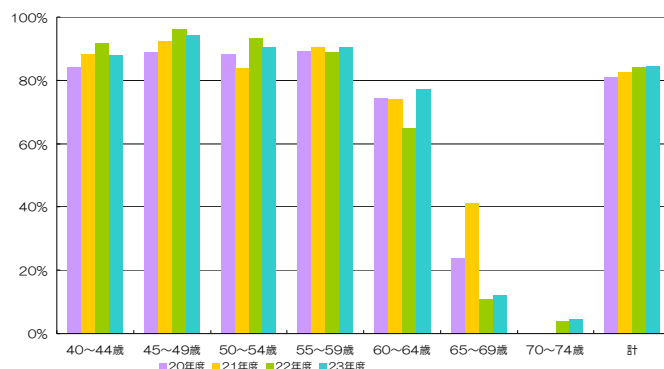
	20年度	21年度	22年度	23年度
40～44歳	83.5%	84.2%	84.1%	84.5%
45～49歳	88.0%	89.5%	87.6%	90.4%
50～54歳	86.9%	88.2%	85.4%	88.8%
55～59歳	90.4%	89.9%	89.4%	91.0%
60～64歳	91.3%	89.7%	90.6%	91.6%
65～69歳	86.4%	86.9%	85.5%	87.0%
70～74歳	84.1%	82.5%	77.4%	83.1%
計	87.9%	87.9%	87.1%	89.0%
人数計	9,939人	9,774人	9,610人	9,848人



男性：各年度別に見ても59歳までの受診率が高い。60歳以上の受診率は低いものの、全体的には80%を超える受診率を維持している。

年齢別受診率（男性）

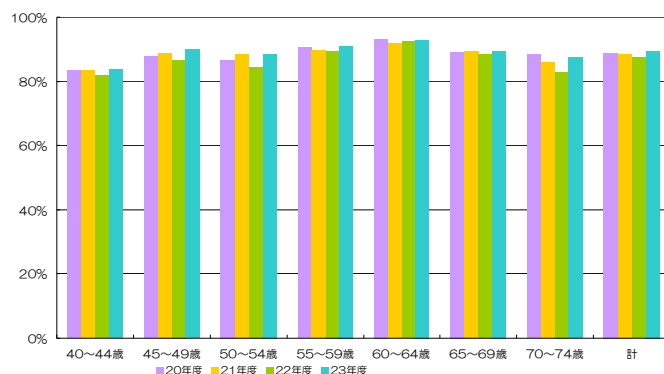
	20年度	21年度	22年度	23年度
40～44歳	84.0%	88.3%	91.7%	87.8%
45～49歳	89.0%	92.4%	96.1%	94.2%
50～54歳	88.2%	83.7%	93.4%	90.4%
55～59歳	89.4%	90.5%	89.0%	90.4%
60～64歳	74.4%	74.3%	64.7%	77.2%
65～69歳	23.8%	41.2%	11.1%	12.1%
70～74歳	0.0%	0.0%	4.0%	4.8%
計	81.0%	82.7%	84.2%	84.5%
人数計	1,123人	1,117人	1,103人	1,126人



女性：男性と異なり60歳以上の受診率が90%に迫る高い受診率である。女性の数が男性の約8倍多く、その男女構成が当健保の特徴である。

年齢別受診率（女性）

	20年度	21年度	22年度	23年度
40～44歳	83.3%	83.5%	81.9%	83.7%
45～49歳	87.8%	88.9%	86.7%	89.9%
50～54歳	86.8%	88.5%	84.5%	88.6%
55～59歳	90.6%	89.8%	89.5%	91.1%
60～64歳	93.2%	91.8%	92.4%	93.0%
65～69歳	89.2%	89.4%	88.3%	89.4%
70～74歳	88.3%	85.8%	82.8%	87.5%
計	88.8%	88.6%	87.4%	89.5%
人数計	8,816人	8,657人	8,507人	8,722人

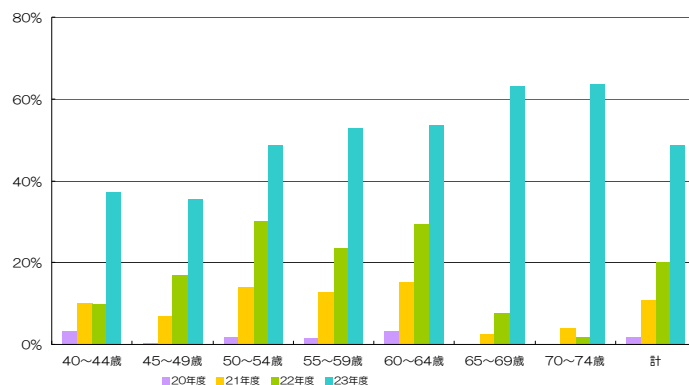


◎特定保健指導の実施率

男女合計：実施率は右肩上がりに上昇している。平成23年度の実施率は国の参酌標準の45%を達成している。年齢が高くなるほど実施率が高くなる傾向にある。

年齢別実施率（男・女）

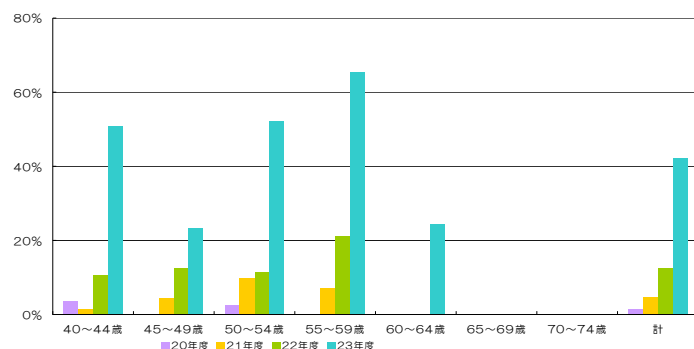
	20年度	21年度	22年度	23年度
40～44歳	3.2%	10.2%	9.9%	37.2%
45～49歳	0.5%	6.8%	16.9%	35.4%
50～54歳	1.8%	14.2%	30.3%	48.8%
55～59歳	1.5%	12.7%	23.6%	52.9%
60～64歳	3.4%	15.3%	29.6%	53.5%
65～69歳	0.0%	2.6%	7.8%	63.1%
70～74歳	0.0%	3.9%	1.7%	63.8%
計	1.7%	10.9%	20.3%	48.6%
対象者数	1,433人	1,527人	1,467人	1,352人



男性：年度毎に実施率を上げ、平成23年度は大きく実施率を引き上げた。結果的に保健指導対象者数も減少傾向にある。

年齢別実施率（男性）

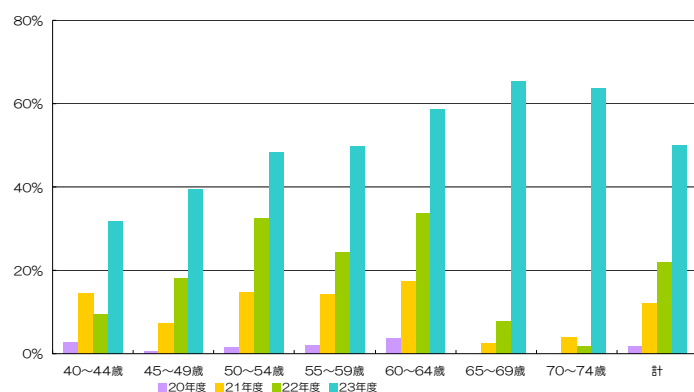
	20年度	21年度	22年度	23年度
40～44歳	3.8%	1.5%	10.6%	50.8%
45～49歳	0.0%	4.3%	12.5%	23.2%
50～54歳	2.6%	10.0%	11.5%	52.4%
55～59歳	0.0%	7.3%	21.1%	65.4%
60～64歳	0.0%	0.0%	0.0%	24.3%
65～69歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
70～74歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	1.6%	4.6%	12.5%	42.2%
対象者数	250人	261人	248人	230人



女性：実施率は右肩上がりに上昇している。年齢が高くなるにつれ特定保健指導の重要性の認識が高く実施率も高い。保健指導対象者数も減少傾向にある。

年齢別実施率（女性）

	20年度	21年度	22年度	23年度
40～44歳	2.8%	14.5%	9.6%	31.8%
45～49歳	0.6%	7.5%	18.0%	39.5%
50～54歳	1.6%	14.8%	32.7%	48.5%
55～59歳	1.9%	14.4%	24.3%	49.8%
60～64歳	3.6%	17.4%	33.7%	58.7%
65～69歳	0.0%	2.6%	7.9%	65.4%
70～74歳	0.0%	3.9%	1.7%	63.8%
計	1.8%	12.2%	21.9%	49.9%
対象者数	1,183人	1,266人	1,219人	1,122人



第1章 達成しようとする目標

1 目標の設定

本計画の実行により。特定健康診査受診率を90%、特定保健指導実施率60%を平成29年度までに達成することを目標とする。

2 当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の目標値

厚生労働省が策定した特定健康診査等基本指針に掲げる参酌基準をもとに、当健保における目標値を設定する。

(1) 特定健康診査の目標値

平成25年度から平成29年度までの特定健康診査受診率の目標値は、平成29年度に90%を達成するよう、次の通り設定する。

第二期 目標実施率

特定健康診査目標実施率

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被保険者	92.6%	93.2%	93.7%	94.3%	94.8%
被扶養者	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
被保険者+被扶養者	88.0%	88.5%	89.0%	89.5%	90.0%

参考：第一期 目標実施率（国の参酌標準 80.0%）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
被保険者	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
被扶養者	30.0%	40.0%	50.0%	60.0%	70.0%
被保険者+被扶養者	89.5%	89.9%	90.6%	91.4%	92.3%

(2) 特定保健指導の目標値

平成25年度から平成29年度までの特定保健指導実施率の目標値は、平成29年度に60%を達成するよう、次の通り設定する。

第二期 目標実施率

特定保健指導目標実施率

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
動機付け支援実施者	44.7%	47.0%	49.2%	51.4%	53.7%
積極的支援実施者	56.7%	59.5%	62.3%	65.2%	68.0%
実施者数計	50.0%	52.5%	55.0%	57.5%	60.0%

参考：第一期 目標実施率（国の参酌標準 45.0%）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
動機付け支援実施者	5.4%	15.4%	28.4%	41.8%	49.3%
積極的支援実施者	5.5%	12.7%	26.0%	37.1%	48.8%
実施者数計	5.5%	13.9%	27.1%	39.3%	49.0%

第2章 特定健康診査及び特定保健指導の実施方法

1 特定健康診査

(1) 実施場所

特定健診は、事業主が実施する定期健康診断（巡回健診）、当健保が疾病予防の保健事業として実施する人間ドック、婦人科健診および自治体が実施する市区町村健診により行う。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は通年とする。

(4) 委託の有無

事業主が実施する定期健康診断（巡回健診）を含めた健診機関に委託する。

(5) 受診方法

一般被保険者の健診については、事業主から労働安全衛生法の定期健康診断（巡回健診）として各事業所にて実施する。

当健保が保健事業として実施する人間ドック、婦人科健診については、受診者が健診機関に予約して受診する。被扶養者と任意継続被保険者が市区町村健診により受診を希望する場合は、事前に当健保に受診券の発行を依頼し受診する。原則として、受診に係る本人負担は無料とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保機関誌等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法及び保管年数

健診データは、事業主および契約健診機関から電子データを随時（または月単位）受領して、当組合で保管する。保管年数は当健保が実施した分も含め、最低5年とする。

2 特定保健指導

(1) 実施場所

一般被保険者については、原則として事業所にて初回面接を実施する、被扶養者あるいは任意継続被保険者については、個別訪問で実施する。

(2) 実施内容

実施内容は、「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」（平成19年4月 厚

生労働省健康局) 第3編第3章に記載されている内容に準拠している。特定保健指導とは、対象者の生活を基盤とし、対象者が自らの生活習慣の課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるよう支援するため、健康課題や優先順位を対象者と共に考え、実行可能な行動目標を立てられるよう支援できるプログラムを開発し、個別面接等を活用し行動変容のきっかけづくりを行うことである。

(3) 実施時期

実施時期は通年とする。

(4) 委託の有無

標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考えに基づき外部委託する。効率的・効果的な保健指導ができるように、当健保の要件を満たす委託先を開拓・選定していく。

(5) 利用方法

指定された期間内に指定された場所で、指導を受ける。原則として、特定保健指導に係る本人負担は無料とする。

(6) 周知・案内方法

特定保健指導の対象者ごとに、案内レターを送付し、指導の開始を周知するとともに、ホームページに掲載の上、周知を図る。

(7) 特定保健指導データの保管及び管理方法

特定保健指導のデータは、国の定める電子的標準形式によるデータをシステムに取り込み保管する。

(8) 特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導の対象者については、該当する全員を対象者とする。また、40歳未満の者は、特定保健指導の法定の対象者ではないが、将来対象者になることから、本計画とは別に法定外の措置として保健指導対象者とする。

第3章 個人情報の保護

当健保は、太陽生命健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。また、健診及び保健指導を受託した業者についても、同様の取り扱いをするとともに、業務によって知れた情報については、守秘義務を徹底し、業務終了後も同様とする。

さらに、個人情報の紛失・盗難にも十分留意するものとし、これらを取り扱う者に対して、この内容の周知を図る。

第4章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条3項「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、またはこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき、ホームページに掲載する。具体的な実施方法については業務連絡等により行う。

第5章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、実施状況を踏まえ、問題点・対策などを検討する。また、計画期間中に計画を見直す必要が生じたときは、見直しを行い、その結果を理事会及び組合会に報告し、承認を得るものとする。

第6章 その他

当健保に所属する職員については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。

以 上